

# 「美の滋賀」発信方策検討懇話会設置要綱

## (目的)

第1条 県では、文化政策の主要な柱である「美の滋賀」の発信拠点として、「神と仏の美」等の文化財、「アール・ブリュット」、「近代・現代美術」という滋賀を代表する3つの美を一体で表現する新生美術館基本計画を見直し、近代美術館と琵琶湖文化館後継施設の「2つの拠点で表現する」と方針転換することとしたことから、今年度、新生美術館基本計画に代わる新たな「美の滋賀」の発信方策を検討するにあたり、学識経験者等の意見を聴取するため、「美の滋賀」発信方策検討懇話会（以下、「懇話会」）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「美の滋賀」発信の基本的考え方、具体的方策に関する意見・助言
- (2) 「美の滋賀」発信拠点の今後の方向性に関する意見・助言
- (3) その他、「美の滋賀」の発信方策の検討にあたり必要と認められる事項に関すること

## (組織)

第3条 懇話会は、前条に関し、学識経験等を有する者8名以内の委員で構成する。

- 2 懇話会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の中から文化スポーツ部長が指名する。
- 4 会長は、懇話会の会議の議長として、会務を総括する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行の日から令和3年3月31日までとする。

## (会議)

第5条 懇話会の会議は、文化スポーツ部長が招集する。

- 2 会議は原則として公開とする。
- 3 文化スポーツ部長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (事務局)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、文化スポーツ部文化芸術振興課美の滋賀企画室において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は文化スポーツ部長が定める。

## 付則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。